

平成24年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」に 係る審査概況とその検証結果

平成24年6月22日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

はじめに

○ 新規の研究領域

I	審査概況	3
1	応募書類の受付	
2	審査体制	
3	審査方法	
II	「審査概況」に対する検証結果	5
1	「応募書類の受付」について	
2	「審査体制」について	
3	「審査方法」について	
4	その他	
III	審査に関して寄せられた主な意見等	7

○ 繼続の研究領域

I	審査概況	8
1	応募書類の受付	
2	審査体制	
3	審査方法	
II	「審査概況」に対する検証結果	10
1	「応募書類の受付」について	
2	「審査体制」について	
3	「審査方法」について	
4	「補欠研究課題の選定」について	
5	昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について	
6	その他	
III	審査に関して寄せられた主な意見等	12

【参考資料】	14
1	平成 24 年度科学研究費補助金審査機構図
2	平成 24 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査担当委員会の開催実績
3	「新学術領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

はじめに

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、平成 24 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する審査である。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査は、新規の研究領域及びその研究領域を構成する「計画研究」の審査と、継続の研究領域の「計画研究」及び「公募研究」の審査に分けられる。

新規の研究領域については、185 件の応募研究領域が対象である。

また、継続の研究領域については、平成 21 年度に設定された 21 研究領域に係る「計画研究」及び「公募研究」、平成 23 年度に設定された 20 研究領域に係る「公募研究」の応募研究課題が対象である。

（注）文中に使用する用語は以下のとおり要約し、一般的な呼称等を活用して表記している。

- ・新学術領域研究（研究領域提案型）→「研究領域提案型」
- ・「研究領域提案型」の領域代表者→「領域代表者」
- ・科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会→「審査部会」
- ・「研究領域提案型」に係る応募研究領域 →「研究領域」
- ・「研究領域」を構成する応募研究課題（計画研究・公募研究）に係る応募研究課題 →「研究課題」
- ・応募時に提出する「研究領域」の計画調書 →「領域計画書」
- ・研究課題の研究計画調書 →「計画調書」
- ・「研究領域提案型」（新規の研究領域）の審査を担当する「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」 →「各系委員会」
- ・「研究領域提案型」（新規の研究領域）の審査を担当する「各系委員会」及び「複合領域委員会」の総称 →「各委員会」
- ・「研究領域提案型」（継続の研究領域）の審査を担当する委員会 →「専門委員会」
- ・「各委員会」、「専門委員会」又は審査意見者作成者が行う審査に係る調査（採択候補研究領域・研究課題の選定全般）→「審査」
- ・「各委員会」、「専門委員会」を構成する審査委員 →「評価者」
- ・「評価者」が審査関係資料をもとに個別に行う審査 →「書面審査」
- ・「各委員会」、「専門委員会」が「書面審査」、「ヒアリング」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 →「合議審査」
- ・日本学術振興会「電子申請システム」→「電子申請システム」
- ・平成 24 年度 科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表 →「系・分野・分科・細目表」
- ・科学研究費補助金における評価に関する規程 →「評価規程」
- ・科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 →「審査要綱」
- ・「審査要綱」の「II 審査方法 一研究領域提案型 (2)継続中の研究領域」中、
　公募研究の書面審査の際「評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）」
　→「定型所見」

○ 新規の研究領域

I 審査概況

1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、次のとおり二段階に分けて提出されている。

- ① 「領域計画書」は、全ての領域代表者（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力）が平成 23 年 11 月 10 日までに提出
- ② 「計画調書」は、ヒアリング対象となった研究領域について、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者が各自作成し、領域代表者が取りまとめて平成 24 年 3 月 23 日までに提出

また、領域代表者は、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を「人文・社会（人社）」、「理工」、「生物」、「人社・理工」、「人社・生物」、「理工・生物」、「人社・理工・生物」の中から必ず一つ選択することとしている。

2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り実施した。

また、合議審査に当たっては、前述の「審査を希望する区分」に応じ、次のように担当する委員会を定めている。

審査を希望する区分	委員会
人文・社会（人社）	人文・社会系委員会
理工	理工系委員会
生物	生物系委員会
人社・理工	
人社・生物	
理工・生物	
人社・理工・生物	複合領域委員会

各系委員会は、過去の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して一委員会当たり十数人から二十数人の評価者で構成している。また、複合領域委員会は、「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」の三つの委員会を構成する評価者の中から、それぞれ 6 人を選定し構成している。

ヒアリング対象研究領域については、関連分野に精通する研究者（評価者以外の

者)に対し「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書の作成を依頼している。

3 審査方法

審査は、概ね次の手順で進めている。

① 領域計画書の書面審査（平成 23 年 12 月上旬～平成 24 年 1 月下旬）

書面審査は、各系委員会を構成する評価者が領域計画書を基に実施している。

この段階では、審査を希望する区分として複数の「系」を選択した研究領域については、選択されたそれぞれの「系」で審査を行っており、各研究領域の書面審査に当たっては、審査基準に基づき「評点」を付すこととしている。

② 合議によるヒアリング対象研究領域の選定（平成 24 年 2 月下旬～3 月上旬）

ヒアリング対象研究領域は、各委員会を構成する評価者が一堂に会し合議により選定している。

審査を希望する区分として「人文・社会（人社）」、「理工」又は「生物」を選択した研究領域については、それぞれ担当の委員会で書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

審査を希望する区分として複数の「系」を選択した研究領域については、それぞれ担当の委員会で書面審査結果を集計するとともに、複合領域委員会における議論の参考とするため審査意見を集約する。その後、複合領域委員会においては、各系委員会における書面審査結果等を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

なお、ヒアリング対象研究領域数は、各委員会における採択予定件数の倍数程度を目安として選定している。

③ 審査意見書の作成（平成 24 年 4 月上旬～4 下旬）

ヒアリング対象研究領域については、各委員会において採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書を作成している。

審査意見書作成者は、審査要綱の規定に則り「ヒアリング対象研究領域ごとに学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者」の中から主査が 3 人程度の者を選考している。

④ 領域計画書及び計画調書の書面審査（平成 24 年 4 月中旬～5 月中旬）

各委員会を構成する評価者は、作成された「審査意見書」を参照しながら「領域計画書」及び「計画調書」に係る書面審査を実施している。

この段階の書面審査は、ヒアリングの実施に向け研究領域を構成する各研究課

題の「計画調書」の内容の精査に力点を置いたものである。

(5) ヒアリングの実施（平成24年5月中旬～5月下旬）

各委員会において、評価者が一堂に会し、「領域計画書」、「計画調書」、「審査意見書」及び「プレゼンテーション資料」をもとにヒアリングを実施している。ヒアリングにおいては、各研究領域としての研究内容から研究領域を構成する各研究課題の研究内容に至るまで、様々な観点で質疑が行われる。

また、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底するため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、領域代表者及び計画研究の研究代表者に係る一定額以上の研究費の受け入れ状況について確認している。

なお、本年度の審査におけるヒアリングの実施日数は、昨年度同様、人文・社会系委員会（1日）、理工系委員会（2日）、生物系委員会（2日）、複合領域委員会（1日）で行った。

（参考：科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱（抜粋））

【ヒアリングの進め方（時間配分の目安）】

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

- | | |
|--------------------|-----|
| ・領域代表者等から応募研究領域の説明 | 15分 |
| ・質疑応答 | 20分 |
| ・審議及びコメントの記載 | 5分 |
| | 40分 |

(6) 採択候補研究領域及び採択候補研究課題の選定

各委員会において、ヒアリング終了後、審査結果を踏まえながら合議により採択候補研究領域及び採択候補研究課題を選定している。

今回の採択候補研究領域数は次のとおりである。

委員会	応募件数	採択候補件数
人文・社会系委員会	6件	1件
理工系委員会	75件	9件
生物系委員会	78件	8件
複合領域委員会	26件	3件

II 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

本研究種目では、他の研究種目には取り組みとして、応募書類を二段階に分け

て提出（最初は「領域計画書」のみを提出し、その後ヒアリング対象研究領域のみが計画研究の計画調書を提出）することとしている。これにより、ヒアリング対象研究領域選定までの評価者の審査負担が軽減され、全体的に効率的な審査が実施できたものと考えられる。

また、応募者側にとっても、ヒアリング対象研究領域に選定された後、計画研究の計画調書を提出することになるため、「領域計画書」の内容と齟齬のない範囲で、最新の研究費の受給状況や業績を記載することができ、さらには、その他記載内容を精査することもできるなどの利点があることから、来年度も引き続き二段階による受付を行っていくことが適当であると考えられる。

2 「審査体制」について

審査は、各委員会において「審査要綱」に則り進められ、採択候補研究領域及び採択候補研究課題が選定された。

各系委員会は、過去の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して一委員会当たり十数人から二十数人の評価者で構成しており、多様な応募内容に適切に対応する観点で概ね妥当な体制であったと考えられる。

また、複合領域委員会は、各系委員会を構成する評価者の中から、それぞれ6人を選定し構成しており、書面審査結果とともに各系委員会における審査意見の内容も踏まえて合議を行うなど、多様な応募内容について適切に対応する観点でも概ね妥当な体制であったと考えられる。ただし、複合領域委員会の評価者は、各系委員会の合議審査に加え複合領域委員会担当分の合議審査も行う必要があり、将来的には、負担軽減につながる方途も検討していくことが求められる。

3 「審査方法」について

各委員会による審査は、「書面、ヒアリングによる審査」→「結果集計」→「集計結果を踏まえた全体合議」と進められている。

特に、ヒアリングにおいては、領域代表者からの説明後、研究内容に関する質問はもとより、当該領域設定の必要性や計画研究・公募研究の果たす役割、若手研究者育成への取組等、様々な観点から質疑応答が行われ、その後の審議においては担当委員を中心に忌憚ない意見交換が行われた上で各評価者が評点を付しており、各研究領域について十分な議論が行われていると考えられる。

このように、審査は、各委員会における議論を経て最終的には全体合議により決定することとしており、仮に、評価者の専門分野が当該研究領域のテーマとかなり離れているため評価が難しい場合であっても、現在の審査手順により審査を進めることで特段問題になることはないと考えられる。

なお、「領域計画書」の書面審査及び「審査意見書」の作成については、「電子申請システム」を活用して審査結果を登録することとしており、今後も更に評価者に

とつて利用しやすいシステムとなるよう改善を図っていくことが求められる。

4 その他

従前より、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しているが、平成23年度より新たに各委員会の評価者が、ヒアリング実施前に行う計画研究の書面審査の際にも確認を行い、その可能性があると指摘された計画研究については、ヒアリングの際に領域代表者等に確認するなど、その充実を図っており、今年度も同様に行った。

III 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

- 3名の審査意見書作成者の評点のばらつきが大きいことがある。1課題あたり5名程度配置するほうが精度のよい審査ができるのではないか。
- 研究独法では、研究機関のミッションとして運営費交付金の中で大規模な研究費を投じて研究を行っているが、応募書類上その研究費は確認できず、研究の中身も切り分けが難しい。研究費の過度な集中を問題視するのであれば、応募書類の中の「研究資金の採択状況」欄に、機関から配分される研究費についても記入させるようにすべきではないか。
- 他に応募中の研究課題があり、既に採択結果が出ている場合には、採否の結果がわかる一覧表を作成していただきたい。
- 委員の就任依頼については日本学術振興会と調整し、双方から審査を依頼することによる過度な負担がかからないように配慮していただきたい。
- 領域計画書及び計画調書の書面審査において、担当委員は研究経費の査定案を付すことになっているが、その書面審査結果がその後の合議審査でどのように扱われるか、審査依頼時にわかりやすく説明していただきたい。

○ 継続の研究領域

I 審査概況

1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、平成 23 年 11 月 10 日までに計画調書の提出（送信）が完了したものを受け付けている。

受理した計画調書については、応募情報を電算処理した上で同年 12 月上旬までに、審査資料として印刷、製本等を行っている。

なお、応募情報を電算処理した結果、重複応募の制限に抵触するなど、審査対象から除外しなければならない応募研究課題はなかった。

2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる専門委員会において、「評価規程」及び「審査要綱」に則り実施した。

専門委員会は、研究領域ごとに設置しており 8 人の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等）も一部参加している。

3 審査方法

(1) 書面審査の手順

書面審査は 12 月上旬から開始し、全ての研究課題について 3 人による審査が行われるようにしておらず、審査は 1 月 23 日までに終了した。

なお、評価者は利害関係者に該当する研究課題があった場合には、12 月 15 日までに申し出ることとし、当該研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者が審査を行った。

(2) 書面審査の状況

「計画研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、「可：採択すべき」又は「否：採択すべきでない」の評価を 3 人の評価者がそれぞれ実施した。

「公募研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、4 項目の「評定要素」（「研究目的の独創性、妥当性」ほか）ごとに 4 段階の評点を付すとともに、「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について 3 段階の評点を付すこととしている。更に、それらの評価結果に基づき「総合評点」について 5 段階の評点を付すこととしている。この評価は 3 人の評価者がそれぞれ実施した。

また、あらかじめ領域代表者が作成した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」（必要に応じA4判1枚内で作成。）を参考資料として配付している。今回は、「公募研究」の審査が行われた41研究領域のうち36研究領域の領域代表者から本資料の提出があった。

なお、この資料には公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

【記載することができない内容】

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。
(なお、「計画研究でカバーできていない「○△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。)
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。
(なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。)
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

また、書面審査時に「定型所見」を選択することとしているが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

(3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施しており、平成24年2月14日から3月9日までの間に各専門委員会で行った。

合議審査は、「計画研究」→「公募研究」の順に行われる。

「計画研究」は、研究領域外の評価者により合議審査を行うため、研究領域を構成する研究者（領域代表者等）及びその他利害関係者に該当する評価者は退席し審査に加わらない。

「公募研究」は、基本的に評価者全員で行うが、利害関係者に該当する研究課題の審査に当該評価者は加わらないこととしている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定件数」をもとに審査しているが、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択することではなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論を行った上で、最終的に採択候補研究課題及び配分額を決定した。

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を必要に応じて活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しており、応募件数2,994件のうち、不合理な重複や過度の集中に該当する可能性があると評価者から指摘があったのは186件であったが、審議の結果、不合理な重複や過度の集中を理由として不採択とされた研究課題はなかった。

II 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

応募書類の受付については、電子申請システムを活用して行っており、研究機関にとっては応募書類の提出に伴う事務手続きの簡素化、文部科学省にとっては審査資料の作成等の効率化に資するものであり、今後も電子申請システムの改善等に努めることが必要である。

2 「審査体制」について

平成 24 年度審査は、昨年度に引き続き、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」(平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定)に基づき置かれる専門委員会において、「評価規程」に則り審査を実施した。

専門委員会の開催に当たり、あらかじめ各評価者が行う書面審査の結果については、「電子申請システム」を通じて入力するシステムを活用しているが、結果の集計から合議審査のための資料作成が効率的に行われたこと、特定領域研究と同様、「公募研究に係る定型所見」の開示が可能になっていることなどから、効率的、効果的な審査の実施につながっていると考えられる。

また、今後も若手研究者を評価者として積極的に登用することを考慮すべきである。若い頃から科研費の審査に評価者として参加する経験は、自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に対する理解が深まる良い機会になるとともに、審査の大変さを理解する上でも大変意義がある。特に、専門委員会は、研究分野の近い比較的少人数の委員で構成され、書面審査と合議審査を経験することができるため、若手研究者が科研費の審査を経験する場として相応しいと考えられる。ここでの経験が将来的に大型の研究費の評価者たりうる能力を身につける上で大いに役立つと考えられる。ただし、若手研究者が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時において主査を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。

3 「審査方法」について

専門委員会における審査は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと考えられる。あらかじめ領域代表者が作成し、書面審査の際に評価者に配付した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」は、審査の効率的、効果的な実施に役立つと考えられる。

平成 21 年度に設定された研究領域については、昨年度に引き続き、計画研究の研究代表者が提出した研究計画調書の内容が、昨年実施した中間評価の結果を踏まえたものとなっているかを、各委員会の担当委員 2 人が確認し審査意見書を作成することとした。この審査意見書については、専門委員会における計画研究の審査の際

に活用されており、中間評価の結果を審査に活かす仕組みを構築したことで審査の充実が図られたと考えられる。更に、今年度より計画研究の審査結果について当該専門委員会の所見を通知することを可能とし、よりきめ細やかな審査が図られたと考えられる。

4 「補欠研究課題の選定」について

昨年度より、以下の通り補欠研究課題の選定を行っている。

他の科研費との重複受給制限により年度途中に廃止される可能性がある公募研究を採択する場合には、補欠研究課題を選定することができることとしている。補欠研究課題を選定することで評価者の負担は多少増えているが、採択候補研究課題の選定過程において、補欠研究課題の絞込も行うことができ、選定すべき補欠研究課題数も限られていることから、大きな負担にはなっていないと考えられる。補欠研究課題を選定できることとしたことについては、多くの評価者から好意的に受け止められている。

また、審査の結果、公募研究全体の配分額が、領域設定時の公募研究全体の配分額を下回った場合等において追加採択ができるよう、見込み採択率が20%未満の研究領域においては、補欠研究課題を選定できることとした。

併せて、公募研究の見込み採択率が高い研究領域については、新学術領域研究（研究領域提案型）において公募研究を取り入れている趣旨及び領域間の経費配分の公平性等に鑑み、調整を行っている。今年度は、全体の応募状況を踏まえ、見込み採択率が35%程度となるように調整を図ることとした。これらにより、領域間の経費配分において一定の公平性を保つとともに、公募研究全体の採択率の向上を図った。

5 昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について

昨年度、評価者から寄せられた意見等については、今回の審査において次のように対応し改善を図っている。

(1) 審査方法等について

(意見等)

計画研究の審査結果の所見を領域代表者に通知するようにしてはどうか。評価の充実になる。その所見については、事後評価にも活用することが可能となる。

(対応)

各評価者の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、領域代表者及び研究代表者に対して、当該専門委員会の審査結果の所見を通知することができるようになり、よりきめ細やかな審査が可能となった。

(意見等)

評点、審査意見については、どの評価者が付したものであるかを審査資料に明

示してはどうか。（評価者から、自分の審査意見が分かるような資料を準備して欲しいとの要望もあった）

(対応)

本件については、自分がどのような評価を付したかについて他の評価者に知られたくないという評価者もいる。そのため平成23年度審査時より、評価者本人にのみ自身が付した審査意見がわかる形で合議審査時の資料を準備している。今後、他の評価者の意向も確認の上、検討する必要があるため、平成25年度以降の審査に向けて引き続き検討を行うこととした。

(意見等)

審査意見欄には、もっと審査意見を記載させるべきではないか。ネガティブな評価である「2」を付した場合には審査意見を付すことを義務付けてはどうか。

(対応)

本件については、平成23年度審査時より、従来は評点「5」を付した場合は審査意見書を必ず記載することとしていたものを評点「4」以下の場合であっても強調すべき点があれば可能な限り審査意見を記述するよう評価規程を改正し、審査の充実を図っている。評価者の負担及び合議審査時の効率性等も考慮し、引き続き検討する必要があると考えられるため、審査の状況も踏まえ、平成25年度以降の審査に向けて引き続き検討を行うこととした。

6 その他

公募研究については、「定型所見」による審査結果の開示を行っている。このシステムは、審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけ軽減しつつ、可能な範囲で開示の充実を図るためのものであるが、審査の改善にも少なからず効果があると判断する。引き続き実施していくことが必要である。

一方、「定型所見」を超える審査結果所見の開示については、現状においてはかなり難しい問題がある。具体的な審査結果所見の開示を今後実現させるためには、書面審査時に評価者が作成する自由記述所見を活用していくことが考えられるが、自由記述所見は、現在、各評価者が任意で記入することとしており評価者により記入内容に差がある。今後、個々の評価者のコメントをもとに専門委員会としての所見を作成することについては、評価者への負担の度合等を考慮しながら慎重に検討していく必要がある。

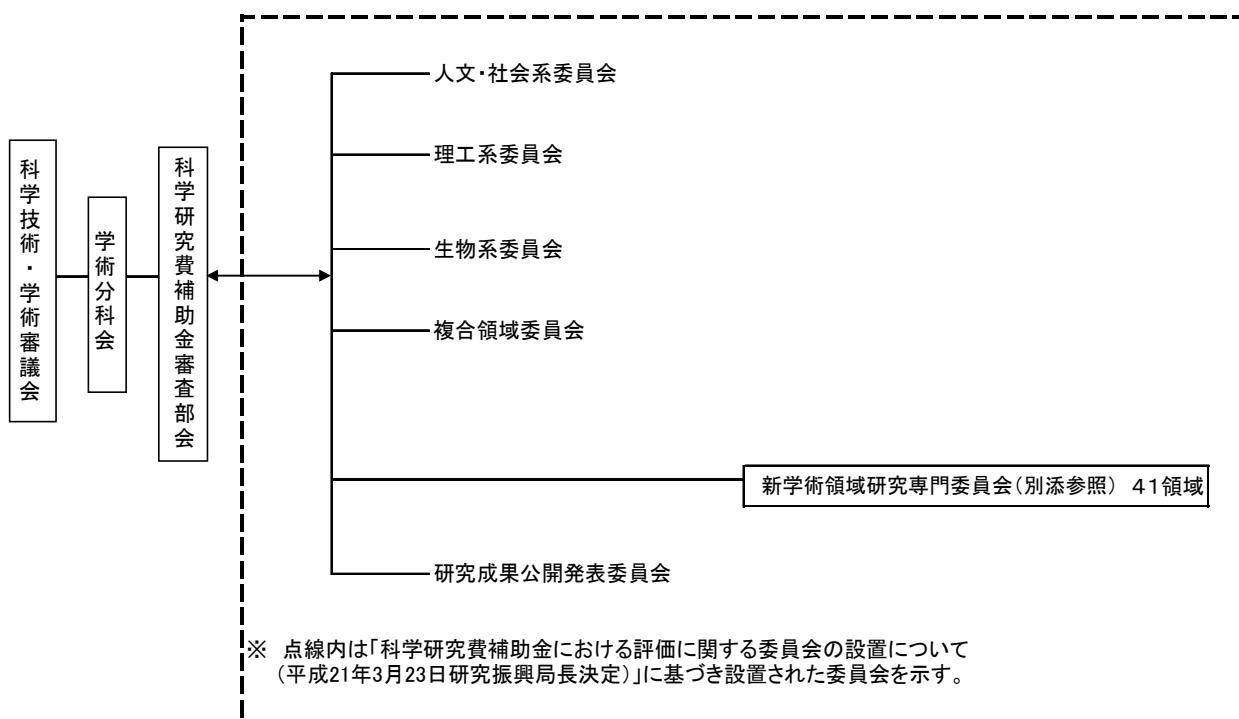
III 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

- 専門委員会では、計画研究の評価と公募研究の評価を同日に行わなければならぬ場合もあるが、計画研究の審査の際に領域内委員に一旦退席いただくだけでは評価がしづらい。計画研究は午前中、公募研究は午後と、時間を分けて実施してはどうか。
- 書面審査終了から専門委員会（合議審査）までの期間をもう少し短くできないか。（記憶があいまいになるため。）
- 合議審査に入る前に専門委員会委員の専門分野の紹介があれば、意見が求めやすくなるのではないか。
- 配分額について、10万円単位であることを公表していただきたい。
- 計画研究を構成する研究者とその専門分野に関する一覧表が手持ち資料として準備して欲しい。
- 公募研究の公募が2回目にあたる研究領域については、前回の公募に関する資料も加えたほうがよいのではないか。初めての公募と2回目の公募は条件がかなり異なるので、採択方法も工夫したほうがよいのではないか。
- 前回の公募で採択されていた研究課題については、それがわかるような資料にして欲しい。
- 公募研究については、複数応募、複数採択を可能にしていただきたい。
- 補欠研究課題を選定するのは良い制度である。
- 公募研究の採択率を一律に35%にすると公募班としての特徴が生かせないとと思う。採択率を他の研究種目には合わせず、領域を発展させる方向でお願いしたい。特に採択率に関するルールは公募前に定めることが必要ではないか。

平成 24 年度科学研究費補助金審査機構図



「新学術領域研究」専門委員会 41領域(平成21年度発足21領域、平成23年度発足20領域)

○人文・社会系(2領域)

- ・平成21年度発足領域 環太平洋環境文明専門委員会
- ・平成23年度発足領域 法と人間科学専門委員会

○理工系(18領域)

- | | | | | |
|-------------|----------------|--------------|---------------|---------------|
| ・平成21年度発足領域 | 量子サイバー専門委員会 | 計算解剖学専門委員会 | 極限量子専門委員会 | 新ハドロン専門委員会 |
| | 集積反応化学専門委員会 | 超深度海溝掘削専門委員会 | 配位プログラム専門委員会 | 地殻流体専門委員会 |
| | ナノ界面プラズマ専門委員会 | 宇宙創成の物理専門委員会 | | |
| ・平成23年度発足領域 | ケムバイオケム専門委員会 | 系外惑星専門委員会 | テラスケール物理専門委員会 | 有機分子触媒専門委員会 |
| | バイオアセンブラー専門委員会 | ナノメディシン専門委員会 | 超低速ミュオン専門委員会 | シンクロLPSO専門委員会 |

○生物系(14領域)

- | | | | | |
|-------------|---------------|--------------|----------------------------|---------------|
| ・平成21年度発足領域 | 動植物アロ認証専門委員会 | 天然変性蛋白質専門委員会 | 植物高CO ₂ 応答専門委員会 | 非コードRNA専門委員会 |
| | 細胞コミュニティ専門委員会 | 自然炎症専門委員会 | | |
| ・平成23年度発足領域 | 神経糖鎖生物学専門委員会 | 脳内環境専門委員会 | 上皮管腔組織形成専門委員会 | ゲノム遺伝子相関専門委員会 |
| | 非コードDNA専門委員会 | 少数性生物学専門委員会 | 転写代謝システム専門委員会 | マトリョーシカ専門委員会 |

○複合領域(7領域)

- | | | | | |
|-------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| ・平成21年度発足領域 | 人口ボット共生学専門委員会 | 社会階層と健康専門委員会 | 伝達創成機構専門委員会 | 過渡的複合体専門委員会 |
| ・平成23年度発足領域 | 自己制御精神専門委員会 | 合成生物学専門委員会 | 予測と意思決定専門委員会 | |

平成24年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査担当委員会の開催実績

○ 新規の研究領域の審査に係る各委員会の開催実績

委員会名	開催日	内 容	応募件数
人文・社会系委員会	2月 21 日	ヒアリング対象研究領域の選定	6
	5月 28 日	採択候補研究領域等の選定	
理工系委員会	2月 16 日	ヒアリング対象研究領域の選定	75
	5月 16・17 日	採択候補研究領域等の選定	
生物系委員会	2月 24 日	ヒアリング対象研究領域の選定	78
	5月 21・22 日	採択候補研究領域等の選定	
複合領域委員会	3月 2 日	ヒアリング対象研究領域の選定	26
	5月 30 日	採択候補研究領域等の選定	

○ 継続の研究領域の審査に係る各専門委員会の開催実績

専門委員会名	領域番号	開催日	応募件数
「脳内環境」専門委員会	3302	平成24年2月14日(火)	257
「転写代謝システム」専門委員会	3307	平成24年2月14日(火)	98
「系外惑星」専門委員会	2302	平成24年2月15日(水)	27
「地殻流体」専門委員会	2108	平成24年2月16日(木)	19
「法と人間科学」専門委員会	1301	平成24年2月17日(金)	23
「テラスケール物理」専門委員会	2303	平成24年2月17日(金)	15
「少数性生物学」専門委員会	3306	平成24年2月17日(金)	62
「超低速ミュオン」専門委員会	2307	平成24年2月20日(月)	27
「ナノ界面プラズマ」専門委員会	2109	平成24年2月20日(月)	56
「伝達創成機構」専門委員会	4103	平成24年2月20日(月)	62
「ケムバイオケム」専門委員会	2301	平成24年2月22日(水)	181
「マトリヨーシカ」専門委員会	3308	平成24年2月23日(木)	127

「極限量子」専門委員会	2103	平成24年2月23日(木)	10
「超深度海溝掘削」専門委員会	2106	平成24年2月23日(木)	16
「バイオアセンブラー」専門委員会	2305	平成24年2月24日(金)	37
「上皮管腔組織形成」専門委員会	3303	平成24年2月27日(月)	130
「ゲノム遺伝子相関」専門委員会	3304	平成24年2月27日(月)	114
「予測と意思決定」専門委員会	4303	平成24年2月27日(月)	123
「植物高CO ₂ 応答」専門委員会	3103	平成24年2月28日(火)	36
「自然炎症」専門委員会	3106	平成24年2月28日(火)	115
「社会階層と健康」専門委員会	4102	平成24年2月28日(火)	6
「計算解剖学」専門委員会	2102	平成24年2月29日(水)	30
「配位プログラム」専門委員会	2107	平成24年2月29日(水)	149
「過渡的複合体」専門委員会	4104	平成24年2月29日(水)	84
「ナノメディシン」専門委員会	2306	平成24年3月1日(木)	113
「量子サイバー」専門委員会	2101	平成24年3月1日(木)	25
「動植物アロ認証」専門委員会	3101	平成24年3月1日(木)	48
「合成生物学」専門委員会	4302	平成24年3月5日(月)	52
「宇宙創成の物理」専門委員会	2110	平成24年3月5日(月)	46
「神経糖鎖生物学」専門委員会	3301	平成24年3月6日(火)	69
「非コードDNA」専門委員会	3305	平成24年3月6日(火)	81
「天然変性蛋白質」専門委員会	3102	平成24年3月6日(火)	85
「有機分子触媒」専門委員会	2304	平成24年3月7日(水)	107
「シンクロLPSO」専門委員会	2308	平成24年3月7日(水)	24
「新ハドロン」専門委員会	2104	平成24年3月7日(水)	31
「自己制御精神」専門委員会	4301	平成24年3月8日(木)	34
「集積反応化学」専門委員会	2105	平成24年3月8日(木)	147
「非コードRNA」専門委員会	3104	平成24年3月8日(木)	81

「環太平洋環境文明」専門委員会	1101	平成24年3月9日(金)	6
「細胞コミュニティ」専門委員会	3105	平成24年3月9日(金)	38
「人口ボット共生学」専門委員会	4101	平成24年3月9日(金)	31

参考3

「新学術領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

（1）専門委員会に評価者を配置

「○△研究領域専門委員会」（8人）
(研究領域内評価者) A、B、C
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H



（2）各評価者が書面審査を実施

当該研究領域に応募のあった研究課題ごとに3人の評価者を割り振る。割り振りにあたっては、評価者の専門性、審査担当件数等を考慮しながら行い、「利害関係者」の申し出があった場合には、他の評価者に割り振りを変更する。

全ての研究課題について、3人ずつで書面審査（評点等）を実施。

【評価者への研究項目ごとの割り振り例】

(研究領域内評価者)	A → (研究項目) A01、A04	(計75件)
	B → A02	(計35件)
	C → A03	(計40件)
~~~~~	~~~~~	~~~~~
(研究領域外評価者)	D → ※計画研究、A01、A03	(計80件)
	E → A01、A02	(計75件)
※計画研究は研究	F → ※計画研究、A03	(計50件)
領域外の評価者	G → A02、A04	(計80件)
のみで審査	H → ※計画研究、A04	(計55件)



##### （3）書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議審査を実施

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議により採択候補研究課題を決定。

「○△研究領域専門委員会」（8人）  
(研究領域内評価者) A、B、C ← 計画研究の合議審査時は退席。  
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H ← うち1人が司会役。

（集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ（評点部分のみ））

	評定要素				研究概要	
	(a)	(b)	(c)	(d)	総合評点	との整合性
応募者L（研究課題名）	344	344	344	444	445	◎○◎
応募者M（研究課題名）	343	333	443	432	443	○△△
応募者N（研究課題名）	332	333	233	332	332	○○△

